

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【公開番号】特開2011-101711(P2011-101711A)

【公開日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2011-021

【出願番号】特願2009-257541(P2009-257541)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月2日(2012.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

<第1実施形態>

図1(A)は本発明の一実施形態に係るゴルフクラブヘッド10の正面図(フェース部21側から見た図)、図1(B)はゴルフクラブヘッド10の分解図である。ゴルフクラブヘッド10は中空体をなしており、その周壁が、フェース面(打撃面)を形成するフェース部21と、ゴルフクラブヘッド10の上部を形成するクラウン部22と、ゴルフクラブヘッド10の底部を形成するソール部23と、ゴルフクラブヘッド10の側部を形成するサイド部24と、を構成している。また、ゴルフクラブヘッド10はシャフトが取付けられる円筒状のホゼル部25を備える。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

ゴルフクラブヘッド#1～#5は、いずれも同一形状で同一容積のドライバ用の中空ヘッドであって、その材料のヤング率(縦弾性係数)を125GPaに設定した。このようなヤング率を有する材料としては例えればチタン合金を挙げられる。各部の肉厚は、フェース部で3.0mm、クラウン部で0.7mm、ソール部で0.8mm、サイド部で0.7mmとした。